

○宮古島市港湾施設管理条例

平成17年10月1日

条例第186号

改正 平成24年1月10日条例第4号

平成24年3月30日条例第21号

平成25年12月24日条例第42号

平成28年2月22日条例第3号

平成28年12月21日条例第48号

別表第4（第12条、第21条関係）

（平28条例3・追加）

施設	単位	使用料	備考	
事務所及び店舗	(1) 1F 1平方メートルまでごと1月につき	2,360円		
	(2) 2F 1平方メートルまでごと1月につき	2,250円		
	(3) 3F・4F	海側 1平方メートルまでごと1月につき	2,150円	
		内側 1平方メートルまでごと1月につき	1,940円	
		国道側 1平方メートルまでごと1月につき	2,050円	
	研修室	利用時間は、午前9時から午後10時までとする		午後5時以降は、1.25を乗じた金額とする
(1) 大研修室				
①平日				
ア 3時間以内		4,500円		
	イ 3時間以降1時間ごとに右記の金額を加算	1,500円		
	②土日祝祭日			
	ア 3時間以内	6,000円		

	<p>イ 3時間以降1時間ごとに右記の金額 を加算</p> <p>(2)小研修室</p> <p>①平日</p> <p>ア 3時間以内</p> <p>イ 3時間以降1時間ごとに右記の金額 を加算</p> <p>②土日祝祭日</p> <p>ア 3時間以内</p> <p>イ 3時間以降1時間ごとに右記の金額 を加算</p>	<p>2,000円</p> <p>3,600円</p> <p>1,200円</p> <p>4,800円</p> <p>1,600円</p>	
駐車場	<p>(1) 月極利用</p> <p>①公（社）用車 1台</p> <p>②指定駐車場 1台</p> <p>③駐車場 1台</p> <p>(2) 時間利用</p> <p>①1時間以内</p> <p>②1時間以降1時間ごとに100円を加算し、 10時間以降24時間までは、1,000円とする。</p> <p>③2日目以降は②と同様に加算する。</p>	<p>10,000円</p> <p>5,000円</p> <p>3,000円</p> <p>100円</p>	